

中小企業再生支援協議会スキームの概要

佐藤 俊
Shun Sato

PROFILEはこちら



第1 中小企業再生支援協議会とは

中小企業再生支援協議会(以下「支援協」といいます。)とは、産業競争力強化法(以下「産競法」といいます。)135条に基づき、都道府県ごとに設置されている機関で、国から委託を受けた商工会議所等が支援業務部門を組織し、事業再生を志向する中小企業からの相談に応じるほか、適当と認められる事案に関しては、再生計画策定支援を行っています。

本稿では、この支援協による支援を通じて私的整理を行うことを、「中小企業再生支援協議会スキーム」(以下「支援協スキーム」といいます。)と呼称しています。支援協スキームは、事業再生ADR等と同じく、いわゆる準則型私的整理手続の一種で、「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」(以下「基本要領」といいます。)に基づき運営されています。平成30年度においても約1000件の企業について再生計画策定支援が完了し、支援協スキームによる事業再生が行われていますが、支援協スキームは、他の私的整理手続と同様、事業価値の維持のため、原則として金融債権者のみを対象とする非公開の手続のため、具体的に対象となる企業の範囲や手続の進行等はあまり知られていないかと思われますので、ここでご紹介します。

第2 支援協スキームの対象となる企業

支援協スキームは、①中小企業であり、かつ、②過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、経営に支障が生じ、もしくは生じる懸念があり、③再生の対象となる事業に収益性や将来性があるなど事業価値があり、関係者の支援により再生の可能性がある企業が対象となります。

また、対象となる債権者に対し、債権放棄や債務の劣後化(いわゆるデット・デット・スワップ(DDS)。あわせて以下「債権放棄等」といいます。)の要請を含む再生計画の策定を支援する場合は、上記に加え、④過剰債務を主因として経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること、⑤法的整理を申し立てることにより相談企業の信用力が低下し、事業価値が著しく毀損するなど、再生に支障が生じるおそれがあること、⑥法的整理の手続きによるよりも多い回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済合理性があることが要件となります(基本要領6(1))。特に足許の業績が芳しくない中小企業は、自社に事業価値がないと再生を諦めがちですが、経営改善により将来性さえあれば利用できる手続です。

なお、「中小企業」該当性については、業種と資本金、常時使用する従業員数により以下の表のとおり判断されますので、ご参照ください(産競法2条17号)。

主たる業種	資本金		従業員
製造業・建設業・運輸業等	3億円以下	or	300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5000万円以下		100人以下
小売業	5000万円以下		50人以下

※ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業に例外あり

第3 支援協スキームのメリット・デメリット

1 債務者側から見たメリット

支援協スキームは、上記のとおり原則として金融機関のみを対象とする非公開の手続(支援協や金融機関は、法律上又

1: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2018/180925saisei1.pdf>(令和元年12月16日最終閲覧)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの上に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

は契約上守秘義務を負うので、そこから外部へ情報漏洩することはありません。)ですので、法的整理と違い、取引債権者を巻き込まないという意味で、事業価値の毀損を最小限に抑えつつ事業再生を図れるというメリットがあります。また、事業再生ADRと比べて手続コストが安く、場合により補助金の対象ともなり得ること、全都道府県に拠点があり活用しやすいこともメリットといえます。

債権放棄等を要請することが困難な純粋私的整理と違い、一定の基準を満たせば債権放棄等を要請し得る点も、債務者側から見たメリットといえるでしょう。

2 債権者側から見たメリット

対象債権者となる金融機関の側から見ても、対象企業の破産を回避して弁済率が向上し、もって経済合理性が図られること、中立・公平な機関である支援協を介した対話を通じ、透明性・公平性を高めることができること等のメリットがあります。

3 他の手続を検討すべき場合(デメリット)

支援協スキームは、上記のとおり債務者・債権者両面からメリットのある手続ですが、金融機関以外の債権者を巻き込まない手続である点や、私的整理であるため対象債権者全員の同意が必要である点等から、以下のような事例では、他の手続を経ることを検討すべきといえます。

- ① 対象債権者への弁済を停止するのみでは、資金繰りの維持が難しいケース
- ② 経営改善のための不採算部門整理に際し、多額のコストを要し、そのことにより資金繰りの維持が困難なケース
- ③ 不適切会計等の不誠実行為等により、私的整理に非協力的な債権者がいるケース
- ④ 株主の理解を得ることが困難なケース

なお、上記③に関しては、筆者の経験上、単に粉飾等の不

適切会計があるという一事だけで、支援協スキームの採用を全面的に否定する金融機関は殆どないように思われます。この点は、金融機関一般が、不誠実行為を行った債務者に寛容であるということの意味するものではなく、このような債務者は、支援協スキームに入った後、通常の企業以上に透明性を高め、説明責任や経営責任をきっちりと果たす必要があるのは言うまでもありませんが、粉飾等があったとしても、その後には過去を反省して「膿」を出し切り、対象債権者と徹底した対話を行って支援協スキームによる事業再生を果たした企業は複数存在するところです。

第4 支援協スキームの手続の流れ

1 窓口相談(第一次対応)

支援協は、どのような再生支援を行うべきかに関して、広く窓口相談を受け付けています。中小企業自身が単独で、あるいはメインバンクと同行して相談を行う事例が多いようです。

窓口相談に当たっては、最低限、①会社概要、②税務申告書・決算書(直近3期分)、③進行情の試算表、④資金繰り表(直近の実績・当面の見込み)、⑤金融債権者一覧表(残高、月次の元利金返済額、担保の状況が分かる資料)を準備しておくこと効率的です。

2 再生計画策定支援(第二次対応)

(1) 再生計画作成の流れ

窓口相談の結果、上記第2の①ないし③に記載の企業に該当すると認められれば、支援協により、主要な金融機関への意向確認が行われた後、再生計画策定支援が実施されます。

支援協による再生計画策定支援には、支援協の選定する外部専門家を含む個別支援チームが、対象企業のデューデリジェンス・再生計画案策定のイニシアティブをとる「原則型」と、対象企業が実施したデューデリジェンスと再生計画案の内容を個別支援チームが検証する「検証型」の2つのパターン

ンがあります(基本要領6(4))。

(2) 再生計画の内容

再生計画は、対象企業の自助努力を反映したものであり、かつ、原則として、①5年以内債務超過解消、②3年以内の経常黒字転換、③債務超過解消時点における有利子負債のキャッシュフロー比率が概ね10倍以下のもので、④経営責任が明確化されているものである必要があります(基本要領6(5)①ないし④)。

なお、再生計画において債権放棄等を求める場合には、上記に加え、⑤株主責任の明確化、⑥債権者平等、⑦清算価値保障(経済合理性)という要件も必要になるところです(基本要領(5)⑥ないし⑧)。

支援協における再生計画は、債権放棄を内容とせず、いわゆる返済のリスケジュールを中心とするものが多いと言われていますが、上記のとおり債権放棄等の要請を内容とする再生計画も許容されており、スポンサーによる対象企業の事業の譲り受けを内容とする再生計画(いわゆる第二会社方式)も一定数存在します。

(3) 債権者集会と再生計画の成立

支援協は、第二次対応開始時、デューデリジェンス結果の報告時、再生計画案の説明の際など、必要に応じて債権者集会を開催します。対象企業は、債権者集会の都度(必要に

応じて集会の合間に個別に)、金融機関に必要な情報の開示を行うこととなります。

その上で、再生計画案が策定された際には、対象債権者全員の参加(場合により持ち回りも可)による債権者会議が開催され、全対象債権者が書面により再生計画案に同意した場合に、再生計画が成立することとなります(基本要領6(7)①及び②)。

なお、再生計画策定支援にかかる標準処理期間は6か月(検証型は4か月)とされています(基本要領6(8)①)。

(4) モニタリング

再生計画成立後、支援協は、必要に応じて外部専門家の支援を受け、対象企業の再生計画における事業計画の達成状況をモニタリングします(概ね3年程度。基本要領8(1))。

第5 保証債務の整理(経営者保証ガイドライン)

支援協においては、対象企業の負う主たる債務の整理と同時に又は単独で、経営者等の負う保証債務につき、経営者保証ガイドラインに基づく一体的な整理を実施しています(基本要領9)。

特定調停等別途の手続を経ることなく債務整理を一体的に行えますので、比較的簡便な手続で保証債務を処理できるところに特徴があります。